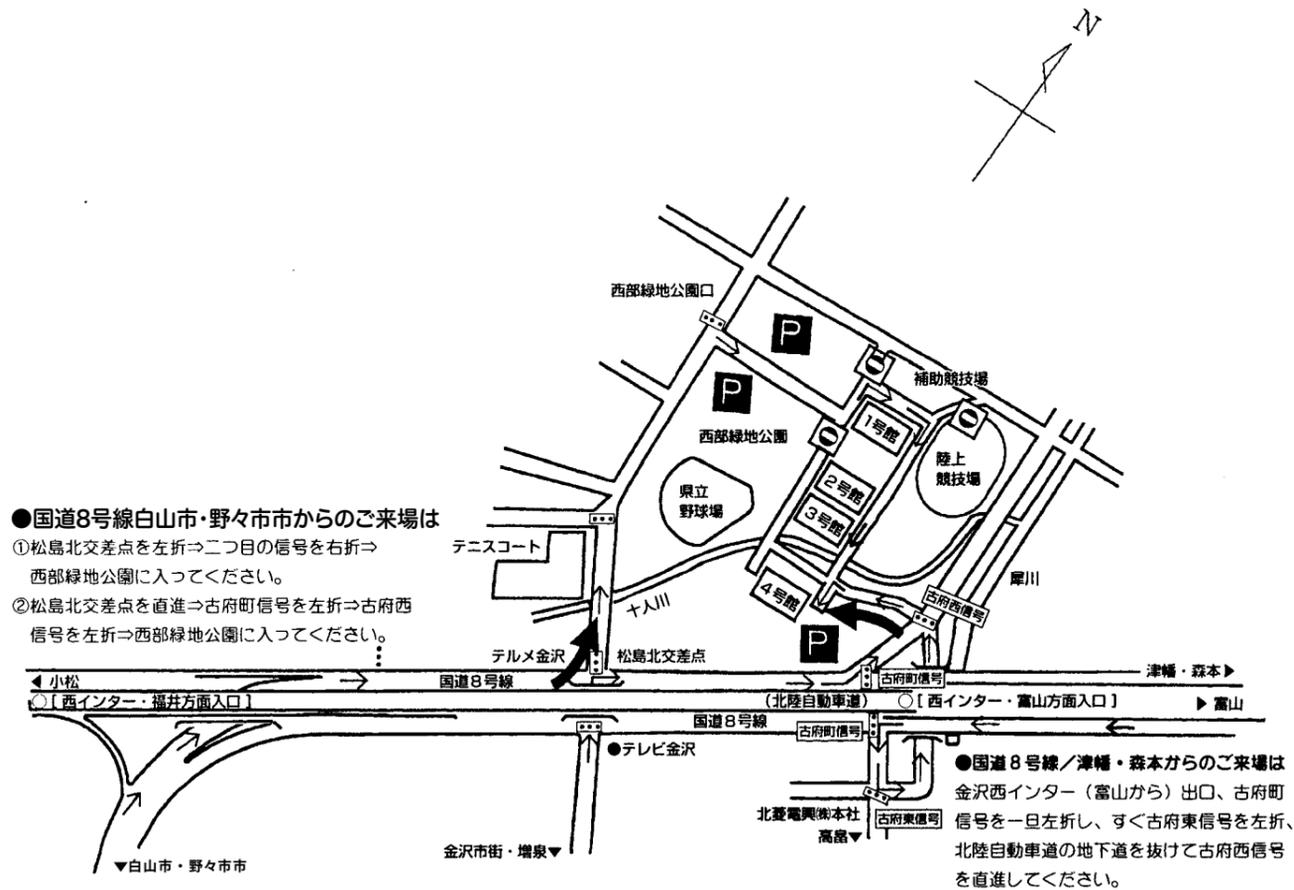


石川県産業展示館 ご利用の手引き



- ◇JR『金沢駅』から
 北鉄バス金沢駅西口「下安原・済生会病院」行に乗車、「袋島西部緑地公園前」下車、徒歩5分
 北鉄バス金沢駅東口「西部緑地公園(済生会病院)」行に乗車、「西部緑地公園」下車、徒歩5分
 タクシー15分
- ◇北陸自動車道/金沢西インターから車で5分

お問い合わせと お申し込みは
石川県産業展示館事務所(2号館2階)

〒920-0361 金沢市袋島町南193番地 TEL (076) 268-1121 (代表)
 FAX (076) 268-1153



石 川 県
 (-財)石川県民ふれあい公社
 <西部緑地公園>

目 次

☆当展示館は、石川県産業展示館条例及び同施行規則に基づいて、
石川県産業の振興発展を図るため運営されております。

☆この手引きは、会場のご利用にあたってご注意いただきたい点を
要約したものです。十分にご覧のうえ、実施計画をたてられ、有効な
ご使用をお願いいたします。

☆展示場における準備、撤去作業及び商品管理等一切の行為は、
使用者の責任といたしますのでご了承ください。

☆この手引きについて、ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせ
ください。

石 川 県 産 業 展 示 館

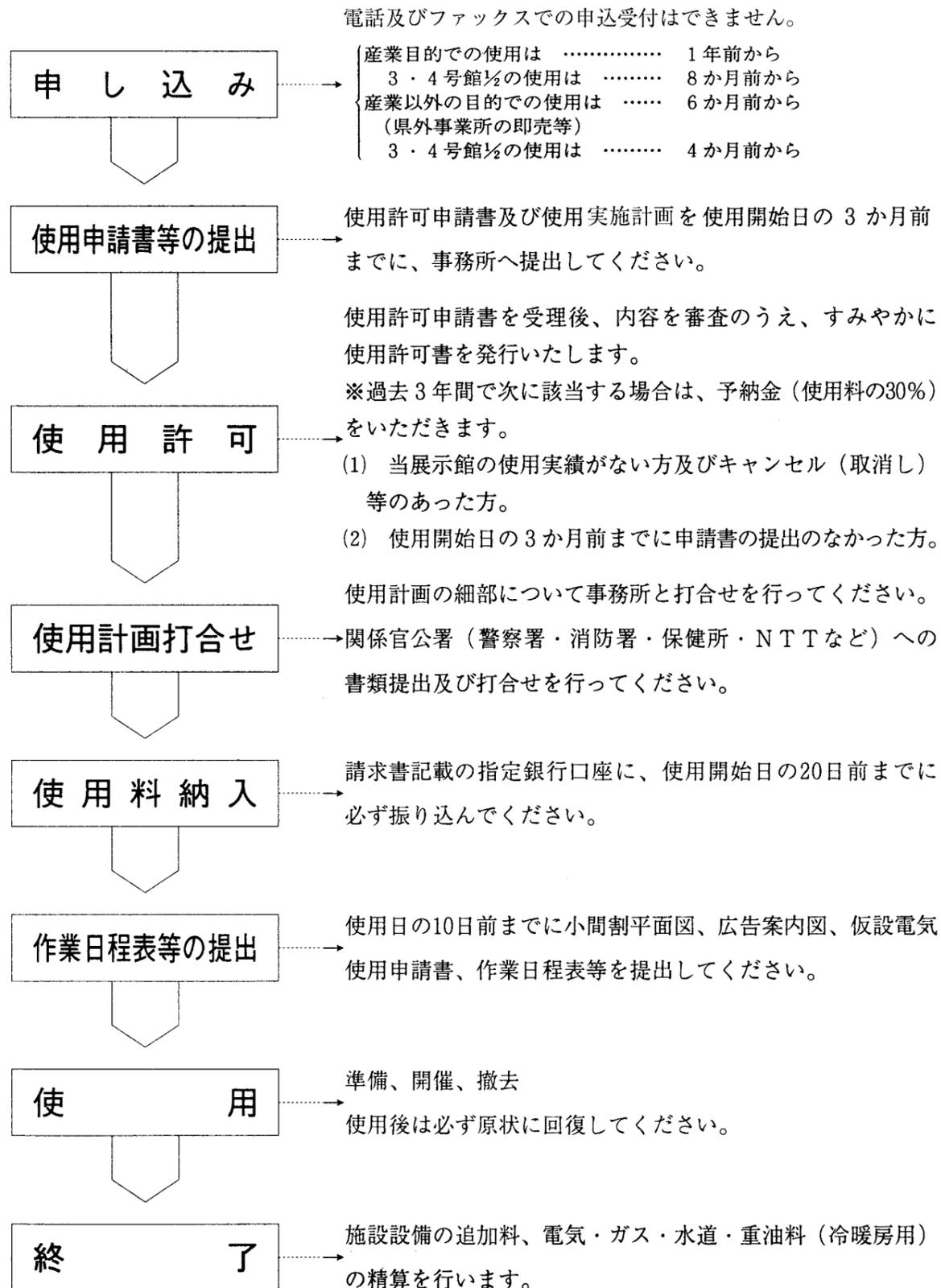
〒 920-0361 金沢市袋島町南 193 番地

TEL (076) 268-1121 (代表)

FAX (076) 268-1153

	頁
〔お申し込みから終了までの手順〕	2
① 使用申込手続	3
② 使用区分と料金	4
③ 使用許可	5
④ 使用上の管理責任	6
⑤ 展示品の搬出入	7
⑥ 装飾工事の施工	8
⑦ 関係官公署への届出	9
⑧ 直通電話のご利用について	9
〔特に留意していただきたい事項〕	10
施設概要	11
設備概要	13
1号館展示場平面図	15
2号館展示場平面図	17
3号館展示場平面図	19
4号館展示場（1階）平面図	21
4号館展示場（2階）平面図	23
屋外展示場平面図	25
申請書等（見本）	
石川県産業展示館使用許可申請書	27
石川県産業展示館使用許可申請書（追加）	29
石川県産業展示館使用実施計画	31
催物開催届出書	33
喫煙等承認申請書（正）	35
喫煙等承認申請書（副）	37
防火対策届出書	39
一時模擬店届	43
仮設電気使用申請書	45
石川県産業展示館使用変更願	47
石川県産業展示館使用取消願	49

お申込みから終了までの手順



① 使用申込手続

申 込 先

石川県産業展示館

〒920-0361 金沢市袋島町南193番地

TEL (076) 268-1121 FAX (076) 268-1153

(1) 受付時間は午前9時から午後5時まで

(土曜・日曜・祝日及び12月29日から翌年1月3日までは受付いたしません)

(2) 申し込みの受付は次のとおりです。

区 分	受 付	許 可 権 者	
産業目的	展示会・見本市 産業展覧会・博覧会 オークション 県内事業所の即売等 3・4号館 $\frac{1}{2}$ 使用	使用する日の 1年前から (産業展示館事務所で 午前9時受付) 8か月前から	石川県民ふれあい公社 理 事 長
産業以外の目的	各種式典 講習会・興行 県外事業所の即売等 3・4号館 $\frac{1}{2}$ 使用	使用する日の 6か月前から 4か月前から	

提 出 書 類

区 分	提 出 時 期	提 出 先
(1) 使用許可申請書	使用日の3か月前まで	産 業 展 示 館 事 務 所
(2) 使用実施計画	使用日の3か月前まで	
(3) 小間割平面図	使用日の10日前まで	
(4) 仮設電気使用申請書	使用日の10日前まで	
(5) 作業日程表	使用日の10日前まで	
(6) 催物開催届 (小間割平面図)	使用日の10日前まで	金沢市金石消防署
(7) 喫煙等承認申請書	使用日の10日前まで	金 沢 市 保 健 所
(8) 一時模擬店届	使用日の10日前まで	

※上記の他、催物の内容により必要となる書類を使用日の10日前までに提出してください。

※各様式(見本)は末尾を参照してください。但し、「小間割平面図」「作業日程表」は任意様式で提出していただくものであり、様式(見本)の添付はありません。

② 使用区分と料金

使用料		全日	午前9:00～ 正午	正午～ 午後5:00	午後5時以降
1号館	展示場	393,000 ^円	147,370 ^円	245,630 ^円	1時間につき 54,460 ^円
	特別会議室	10,460	3,920	6,540	〃 1,430
2号館	展示場	228,530	85,430	143,100	〃 30,970
	会議室	9,940	3,720	6,220	〃 1,370
3号館	特別会議室	39,270	14,720	24,550	〃 5,390
	展示場(全面)	765,720	287,280	478,440	〃 105,720
	展示場(東面)	531,830	199,700	332,130	〃 73,680
	展示場(西面)	233,880	87,570	146,310	〃 32,030
	会議室	21,340	8,000	13,340	〃 2,990
	特別会議室	14,660	5,500	9,160	〃 2,010
4号館	主催者室	11,100	4,160	6,940	1室につき 6,940
	展示場(全面)	903,490	338,540	564,950	1時間につき 123,880
	展示場(北面)	397,270	149,510	247,760	〃 54,460
	展示場(南面)	506,200	189,020	317,180	〃 69,410
	第1会議室	9,610	3,630	5,980	〃 1,280
	第2会議室	10,670	4,050	6,620	〃 1,490
	特別会議室	13,090	4,900	8,190	〃 1,790
	第1主催者室	4,690	1,760	2,930	1室につき 2,930
	第2主催者室	5,760	2,130	3,630	〃 3,630
	第1・3・4商談室	4,690	1,760	2,930	〃 2,930
屋外 展示場	第2商談室	2,340	880	1,460	〃 1,460
	2号館前	109,990	41,650	68,340	1時間につき 14,950
	4号館前(北面)	32,030	11,740	20,290	〃 4,370
多目的室	4号館前(南面)	32,030	11,740	20,290	〃 4,370
	1・2・3号館商談室	2,340	880	1,460	1室につき 1,460
屋外展示用地		1㎡1日につき 40円			

【貸出備品】

机	1脚1日につき	70円
椅子	1脚1日につき	70円
放送設備	一式1日につき	3,310円
音響設備 1号館	一式1日につき	3,310円
音響設備 2号館	一式1日につき	14,950円

※映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、又は見せ物(「催物」という)のうち、使用者が入場料その他これに類する対価を入場者から徴収するもので、条例第九条第一項の規定による目的外の使用に係る使用料の額は、通常の使用料の額の2倍とする。

※展示場及び多目的室を準備、撤去に使用する場合は使用料は半額とする。ただし、10日間を超える分については20%とする。

※冷暖房、展示用に使用する電気料金及び重油料金は実費を徴収する。

備考

- (1) 全日とは使用時間が午前、午後及び夜間にわたる場合をいう。
- (2) 使用時間が午前又は午後の時間に満たない場合においても、当該午前又は午後の使用料とする。
- (3) 夜間の使用時間に1時間未満の端数がある場合、又はその全時間が1時間未満である場合は、その端数時間又は全時間を1時間に切り上げるものとする。
- (4) 屋外展示用地の使用に係る面積に一平方メートル未満の端数がある場合又はその面積が一平方メートル未満である場合は、その端数面積又は全面積を一平方メートルに切り上げるものとする。

③ 使用許可

使用許可

使用許可申請書を受理後、内容を審査のうえ、すみやかに使用許可書を発行いたします。

使用料の納入

(1) 会場使用料は前納です。使用開始日20日前までに納入してください。納入された使用料金は原則としてお返しいたしません。

(2) 使用料の納入は、指定銀行口座への振り込みにより行ってください。

(3) 特別に使用した施設、設備の追加料、電気料金・冷暖房料金及びガス・水道料金はメーターを検針後、実費相当額を後納してください。

予納金

過去3年間に次の各号に該当する場合には、使用許可の際、予納金として使用料の額の30%を前納していただきます。

(1) 当展示館の使用実績がない方及びキャンセル(取消し)等があった方。

(2) 使用開始日の3か月前に使用許可申請書の提出がなかった方。

使用の変更

使用許可後、使用者の都合により取消し又は期日、規模等の内容を変更しようとするときは、すみやかに所定の様式による書類を提出してください。

(納入された使用料は原則としてお返しいたしません。)

使用の不許可

次の各号の一に該当する場合には使用許可しないことがあります。

(1) 使用する者が公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 展示館の管理に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。

使用許可

の取り消し等

次の各号の一に該当する場合は使用許可を取り消し、又は使用を停止することがあります。

(1) 許可の条件に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(2) 虚偽の申請により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(4) その他、展示館の管理上の必要によりやむを得ない場合。

暴力団の利益になる利用の制限について

石川県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、当施設では「暴力団の利益になる利用」と認めるときは施設の利用を許可しません。許可をした後に、「暴力団の利益になる利用」と認められることが判明したときは、許可を取り消し、又は利用を停止することとします。

なお、利用の許可決定等に当たり必要と認めるときは、石川県警察本部に照会する場合があります。また、許可をしないこと等により利用申請者が損害を被ることがあっても、当施設は一切の責任を負いません。

④ 使用上の管理責任

使用者の責任

- (1) 会場を使用するときは、安全を確保し、管理に十分注意を払ってください。
- (2) 使用期間中の会場内及びその周辺の警備・清掃及びごみ処理などは、使用者の責任と負担で行ってください。

原状回復

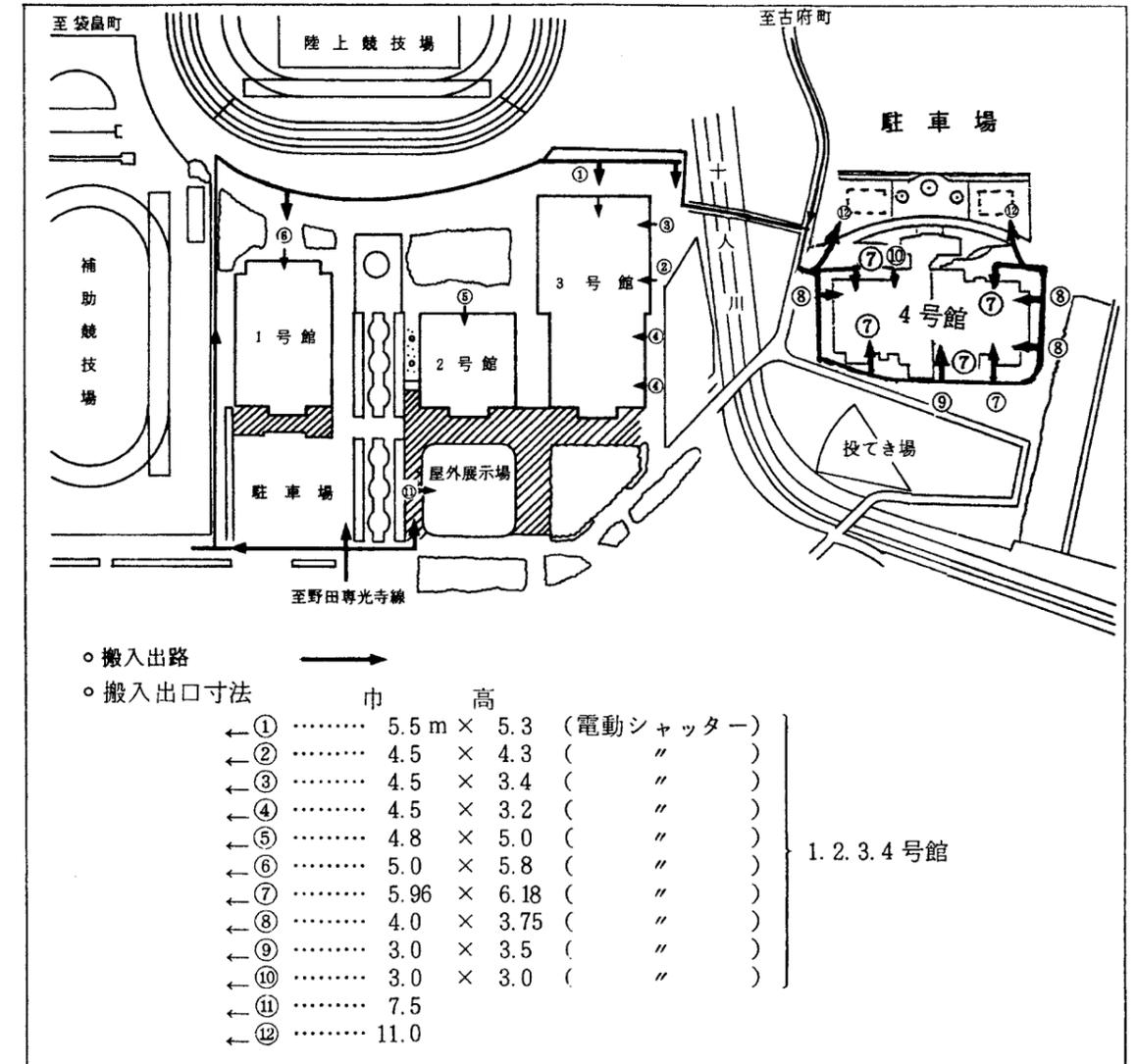
- (1) 使用終了後は、許可された時間内で、また、使用許可の取消しがされたときは、ただちに使用者が原状回復して職員の点検を受けてください。
- (2) 使用者又は入場者の過失で、施設・設備・備品など破損・紛失したときは使用者に修復又は損害賠償していただきます。

使用者の遵守事項

- (1) 会場内及びその周辺の秩序維持、入場者等の安全確保・駐車場の整理などについては係員を配置して必要な対策を講じてください。
特に、混雑が予想される場合は、事務所及び金沢西警察署と十分に協議して万全の体制を整えてください。
- (2) 指定された場所以外で飲食をしたり、火気を使用しないでください。
- (3) 入場者に対し次のような行為をしないように周知徹底してください。
 - ア 施設・備品などの汚損・破損又はそのおそれのある行為。
 - イ 他人に迷惑や危害をおよぼすようなおそれのある行為。
 - ウ その他管理上支障があるような行為。
- (4) 展示館は、健康増進法（受動喫煙の防止）に基づき、全館禁煙となっていますので厳守して下さい。

⑤ 展示品の搬出入

展示品・資材などの搬入及び搬出は、下図の出入口から行ってください。



⑥ 装飾工事の施工

- (1) 装飾工事を行うときは、事務所及び金石消防署の承認を受けた計画表、小間割平面図、仮設電気使用申請書によって施工してください。
- (2) 装飾計画の立案に当たっては、装飾施工禁止区域（防災設備設置箇所及び非常口等1.5m以内）は除外してください。
- (3) 装飾材料は消防法に適合したものを使用し、展示場施設、備品等を破損・汚損しないよう施工してください。
- (4) 使用者は装飾作業中の業者の指導監督（取り付け・取りこわし等、特に切断作業）に責任をもってあたってください。
特に壁には、はり紙をしないでください。

電気・ガス・水道工事施工

電気・ガス・水道工事などを行うときは、あらかじめ事務所係員と打合せを行うとともに、施工については必ず専門の工事業者に依頼してください。また、事務所へ関係図面を提出するとともに次の事項に従ってください。

- (1) 仮設電気使用申請書を提出すること。
- (2) 相当の電気消費が見込まれ、事務所が管理上必要と認めたときは、担当者を使用期間中常駐させること。
- (3) 変更のある場合は、事前に事務所と協議して承認を受けること。

⑦ 関係官公署への届出

◎（催物開催届、喫煙等承認申請書、小間割平面図）

金沢市金石消防署

〒920-0335 金沢市金石東1丁目3-3 TEL (076) 280-7012

◎（一時模擬店届）

金沢市保健所

〒920-8533 金沢市西念3丁目4-25 TEL (076) 234-5102

◎（競り売り許可申請書）

金沢西警察署

〒920-0336 金沢市金石本町イ1-1 TEL (076) 267-1241

☆コピーの提出

上記申請等に係る承認書等のコピーを、使用日の10日前までに、産業展示館事務所へ提出してください。

⑧ 直通電話番号

1号館 (076)268-6600 (受信専用電話)

2号館 (076)268-6615 ()

3号館 (076)268-6665 ()

4号館 (076)268-6695 ()

特に留意していただきたい事項

1 公園内及び館内各所への「案内看板・はり紙など」について

- (1) 館内の壁塗装は、紙テープ等の使用によりはく離することがあるので、はり紙はできません。
- (2) 西部緑地公園内は、原則として立看板・のぼり旗等を立てる事は、禁止されていますので、催しの計画の段階で事務所までご相談ください。

2 館内各所の電気コンセントについて

展示場内の壁、柱に据付けのコンセントは、容量オーバーによるトラブルを避けるため使用できません。

3 火災防止上の注意について

- (1) 展示場内での火気及び危険物の使用、あるいは防火設備の遮へい等は、消防法及び市火災予防条例により禁止されています。
催しの計画の段階であらかじめ事務所にご相談ください。
- (2) 展示小間割等に使用するパネル及びジュータン等は消防法上防災処理がなされているものとなっていますのでご注意ください。
- (3) 指定場所以外での喫煙は原則として禁止されています。作業中あるいは会期中を問わず、断続的に場内放送により作業員及び入場者に対し注意を促すようにしてください。
以上、必要な措置をとった後、事務所の検査を受けるとともに取扱者を選任し、その氏名を事務所へ届けること。(防火対策届出書の提出)

4 備品等の貸出しについて

館の備品貸出しは、原則として借受責任者を定めていただき、一括して貸出しいたします。
机・椅子については、館外での使用を原則として禁じています。
また、会議室、多目的室に備付けの机、椅子等は各室外に移動させないでください。

5 入場者数の把握について

事務所では、催物の入場者数の統計をとっておりますので、毎日の入場者数を把握し、事務所までお知らせくださるようお願いいたします。

（施設概要）

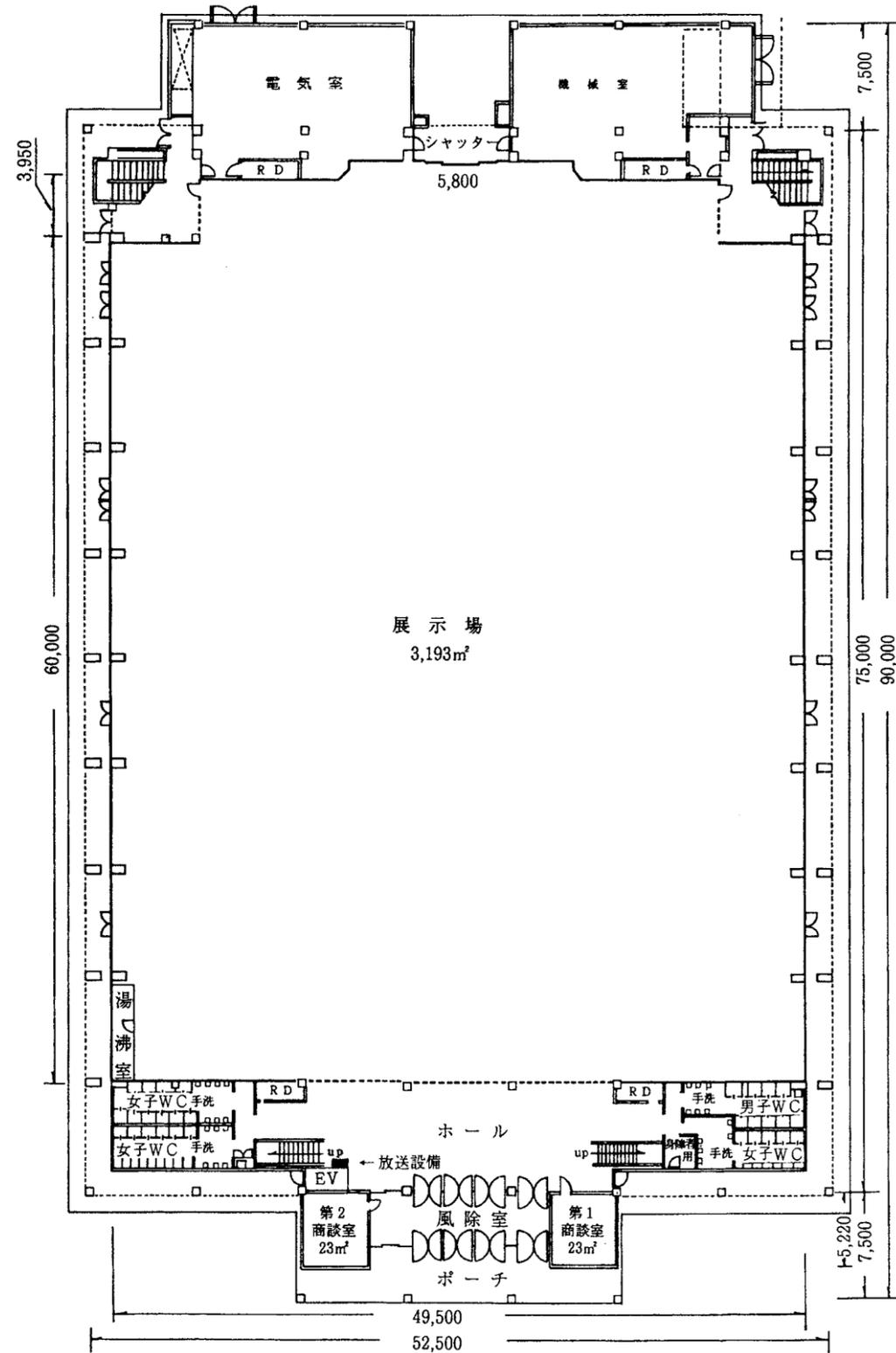
項目	館別	館				屋外展示場	
		1号館	2号館	3号館	4号館	2号館前	4号館前
所在地	金沢市袋島町南193番地						
竣工	昭和56年8月	昭和47年6月	昭和49年3月	平成4年5月	昭和47年6月	平成6年4月	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り、屋根鉄骨造り、長尺カラー鉄板、瓦葺き、2階建て						
建築面積	4,422 m ²	3,015 m ²	8,008 m ²	9,160 m ²			
展示場面積	3,193 m ²	1,641 m ²	東面 4,317 m ² 西面 1,892 m ² 計 6,209 m ²	北面 2,362 m ² 南面 3,150 m ² 共用 1,163 m ² 計 6,675 m ²	一般展示場 2,145 m ² 重量物展示場 551 m ² 計 2,696 m ²	北面 783 m ² 南面 783 m ² 計 1,566 m ²	
主催者室			105 m ² × 1室	第1～39m ² 、第2～47m ²			
商談室	23 m ² × 2室	19 m ² × 2室	19 m ² × 4室	第1～38m ² 、第2～23m ² 第3～49m ² 、第4～50m ²			
会議室		78 m ² 机14 椅子42	172 m ² 机22 椅子54	第1～75m ² 、第2～84m ² 机21 椅子42、机21 椅子42			
特別会議室	39 m ² テーブル3 椅子12	152 m ² テーブル13 椅子26	56 m ² テーブル3 椅子12	49 m ² テーブル2 椅子10			
多目的室		286 m ² 机25 椅子136					
床仕上げ	アスファルトカラー塗膜工法 ノンスリップ工法	カラートップ塗り床工法	既存～アスファルトコンクリート研 出しカラー塗膜工法 増築～耐衝撃塗り床工法	コンクリート下地防塵塗料塗り工法	カラーコンクリート 研出し工法	インターロッキング ブロック 工法	
展示場制限荷重	1,500 kg/m ²	中央部～1,500kg/m ² 周辺部～700kg/m ²	1,500 kg/m ² ～5,500 kg/m ²	1,500 kg/m ²	一般展示場 ～3,000kg/m ² 重量物展示場 ～5,000 kg/m ²	1,500 kg/m ²	
天井高	10 m	10 m	東面15.5 m 西面10 m	19 m～8 m			

《設備概要》

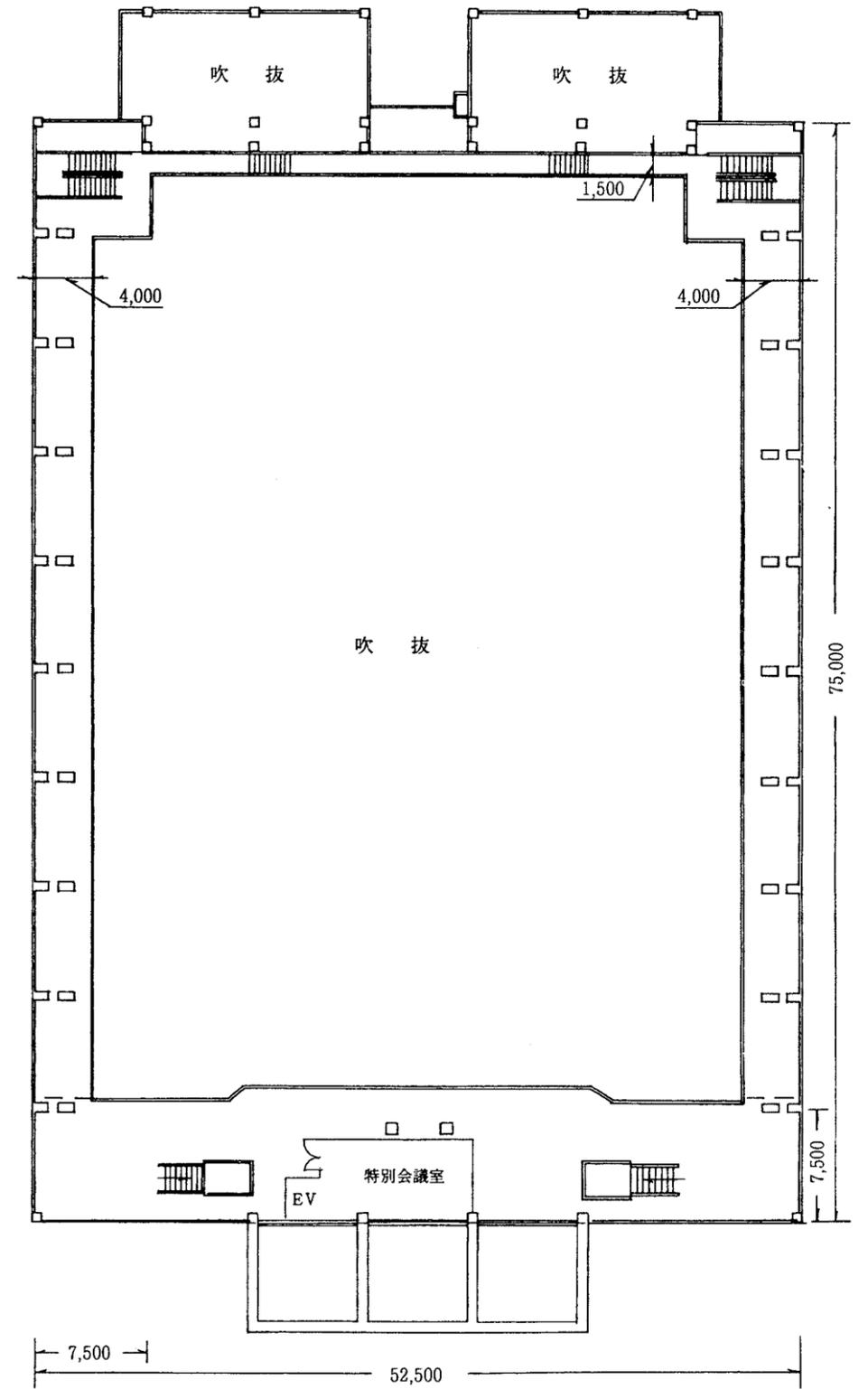
項目	館別		1号館		2号館		3号館		4号館		屋外展示場							
											2号館前	4号館前						
展示用電力	「電源盤壁掛方式」		動力専用盤 3P-100A×10 動力・電灯盤 動力 3P-100A×8 電灯 3P-100A×8		「電源盤壁掛方式」		動力・電灯盤 動力 3P-400A×6 電灯 3P-400A×6		「電源盤壁掛方式」		西面 動力 3P-300A×11 電灯 3P-200A×11 東面 動力 3P-400A×9 動力 3P-200A×9 電灯 3P-200A×21		「電源盤自立方式」		西面 動力 3P-400A×6 動力 3P-200A×6 電灯 3P-200A×12 東面 動力 3P-400A×7 動力 3P-200A×7 電灯 3P-200A×14		2号館より 引込み可能	電灯回路 3P-100A×2カ所
	上記展示用電力を利用する際、事前に当館係員にご相談ください。																	
照明	光源	水銀灯	ダウン ライト	蛍光灯	平均照度	水銀灯	蛍光灯		平均照度	水銀灯	ダウン ライト	蛍光灯	平均照度	水銀灯		平均照度	水銀灯 250W×3灯	水銀灯 200W×34灯 400W×8灯
		400W	60W	40W		300W	96W	30W		400W	60W	40W		400W				
	設置場所	1階中央部		234	1,200 lux	178	40	457	1,500 lux	214	16		56	650	216		1,000 lux	600
		〃 周辺部		31	36	600	800											
放送設備	CDカセットデッキ、マイク				CDカセットデッキ、マイク				CDカセットデッキ、マイク				CDカセットデッキ、マイク					
空調設備	展示場～吸収式冷暖房 商談室～パッケージ形冷暖房2基 特別会議室～カセット形				展示場～吸収式冷暖房 多目的室～ダクト形冷暖房 会議室～カセット形冷暖房2基 商談室～カセット形冷暖房2基 特別会議室～カセット形				展示場～パッケージ形冷暖房 会議室～ダクト形冷暖房1基 主催者室～カセット形冷暖房1基 特別会議室～カセット形				展示場～吸収式冷暖房 会議室～カセット形冷暖房2基 主催者室～カセット形冷暖房2基 商談室～カセット形冷暖房4基 特別会議室～カセット形					
音響装置設備	音響装置（チューナー付き）				1680W（6元）マルチアンプ CDカセットデッキ、マイク、ミキサー													
防災設備	自動火災報知設備 非常用放送設備 粉末消火器（ABC10型） 屋内消火栓及び専用発電機設備 誘導灯 非常照明用直流電源装置																	
	排煙機（展示場） 及び専用発電機設備				排煙機（展示場）及び専用発電機設備 スプリンクラー				排煙機（展示場）及び専用発電機設備 スプリンクラー				排煙機（展示場）及び専用発電機設備 スプリンクラー					
給水口	20GV 8カ所				20GV 14カ所				32GV 12カ所、50GV 21カ所				25GV 154カ所				20GV 4カ所	
排水口	8カ所				14カ所				33カ所				154カ所					
搬入搬出口 （電動シャッター）	幅		高さ		幅		高さ		幅		高さ		幅		高さ		7.5m（スロープ）	11m 2カ所
	5.0m×5.8m …… 1カ所		計 1ヶ		4.8m×5.0m …… 1カ所		計 1ヶ		5.5m×5.3m …… 1カ所 4.5m×4.3m …… 1ヶ 4.5m×3.4m …… 1ヶ 4.5m×3.2m …… 2ヶ 計 5ヶ		5.96m×6.18m …… 4カ所 4.0m×3.75m …… 3ヶ 3.0m×3.5m …… 1ヶ 3.0m×3.0m …… 1ヶ 計 9ヶ							
駐車場 （野球場・陸上競技場・公園共用）	計 3,500台（臨時駐車場スペース含む。）																	

1号館展示場平面図

(1階)

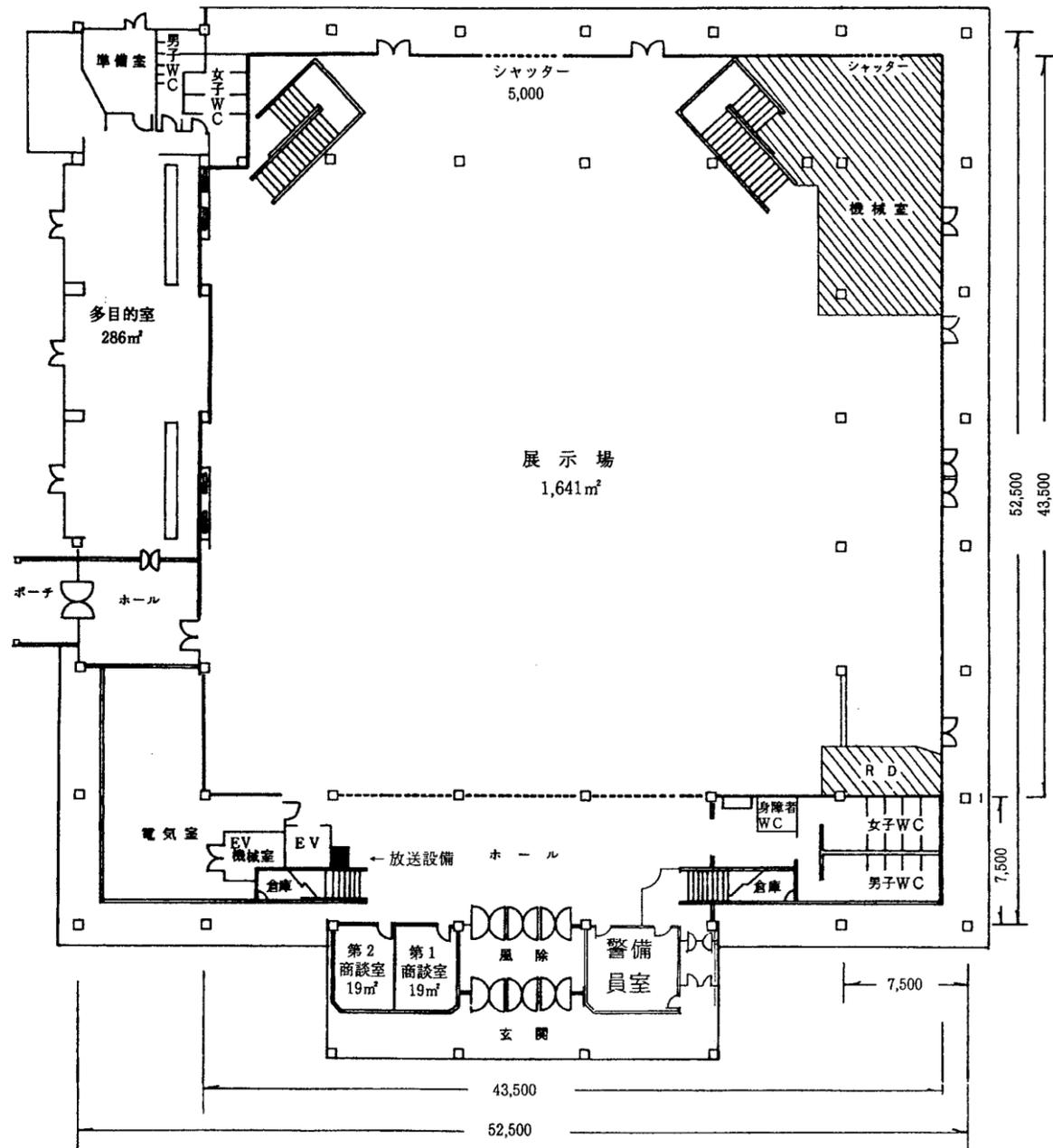


(2階)

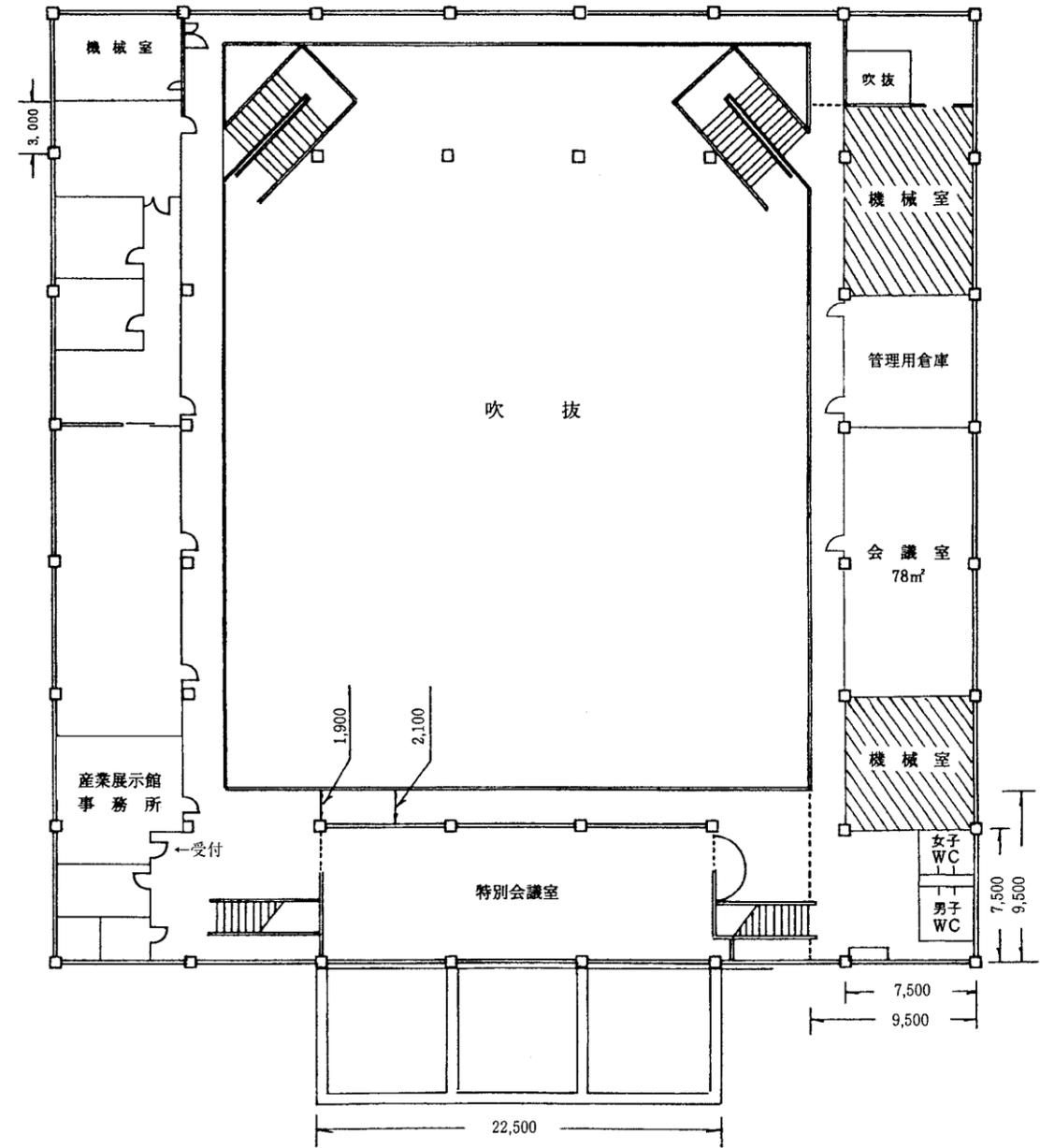


2号館展示場平面図

(1階)

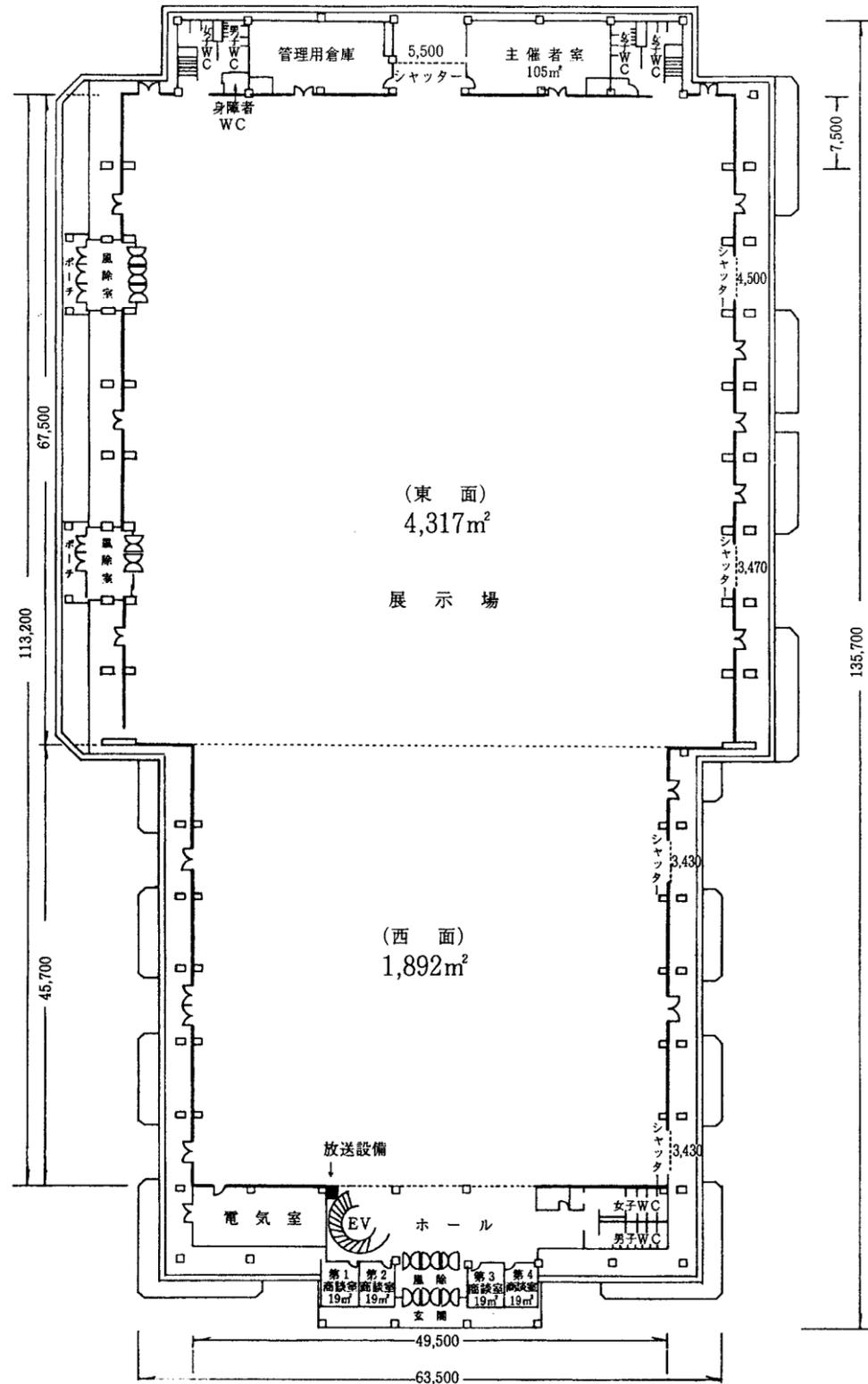


(2階)

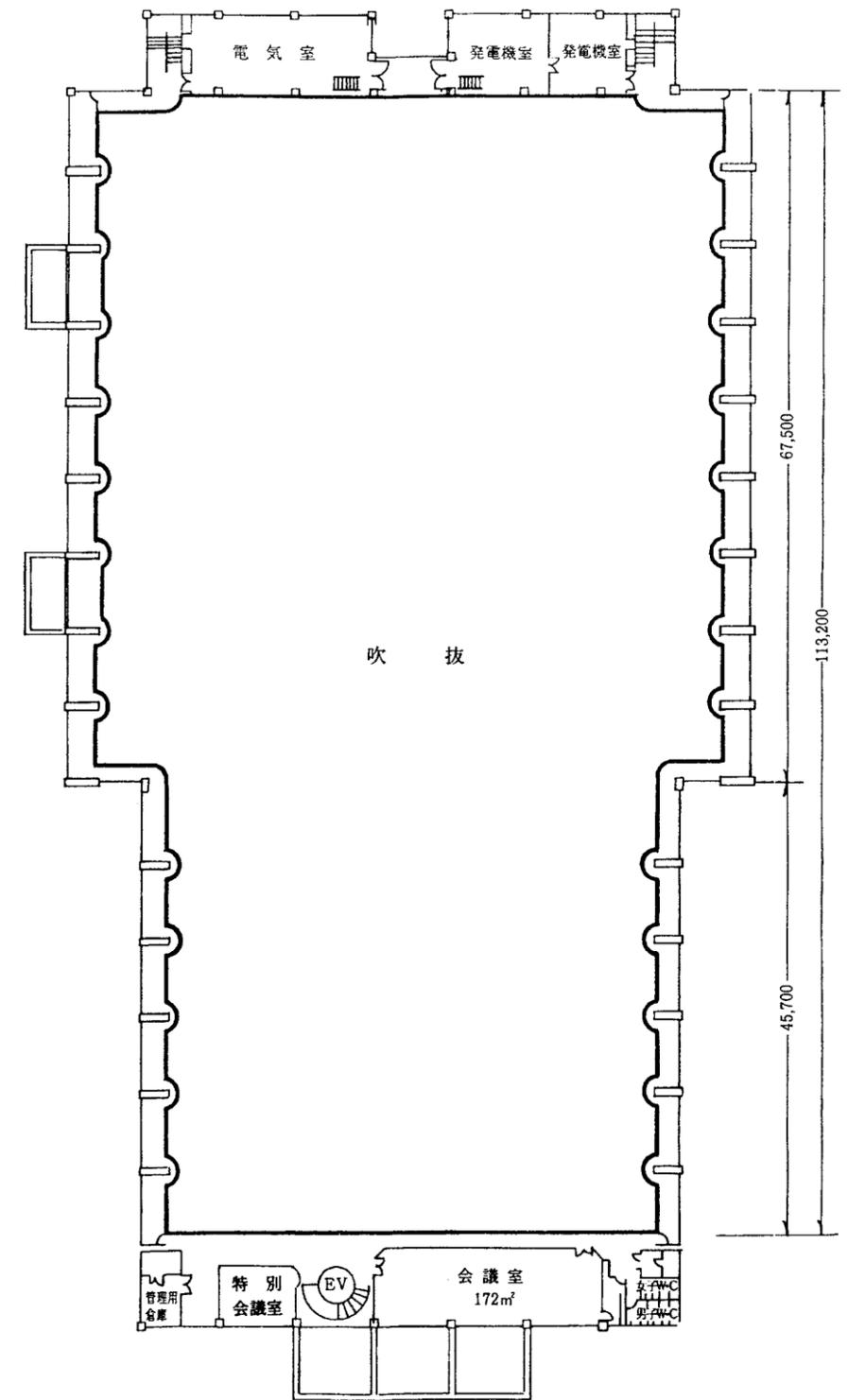


3号館展示場平面図

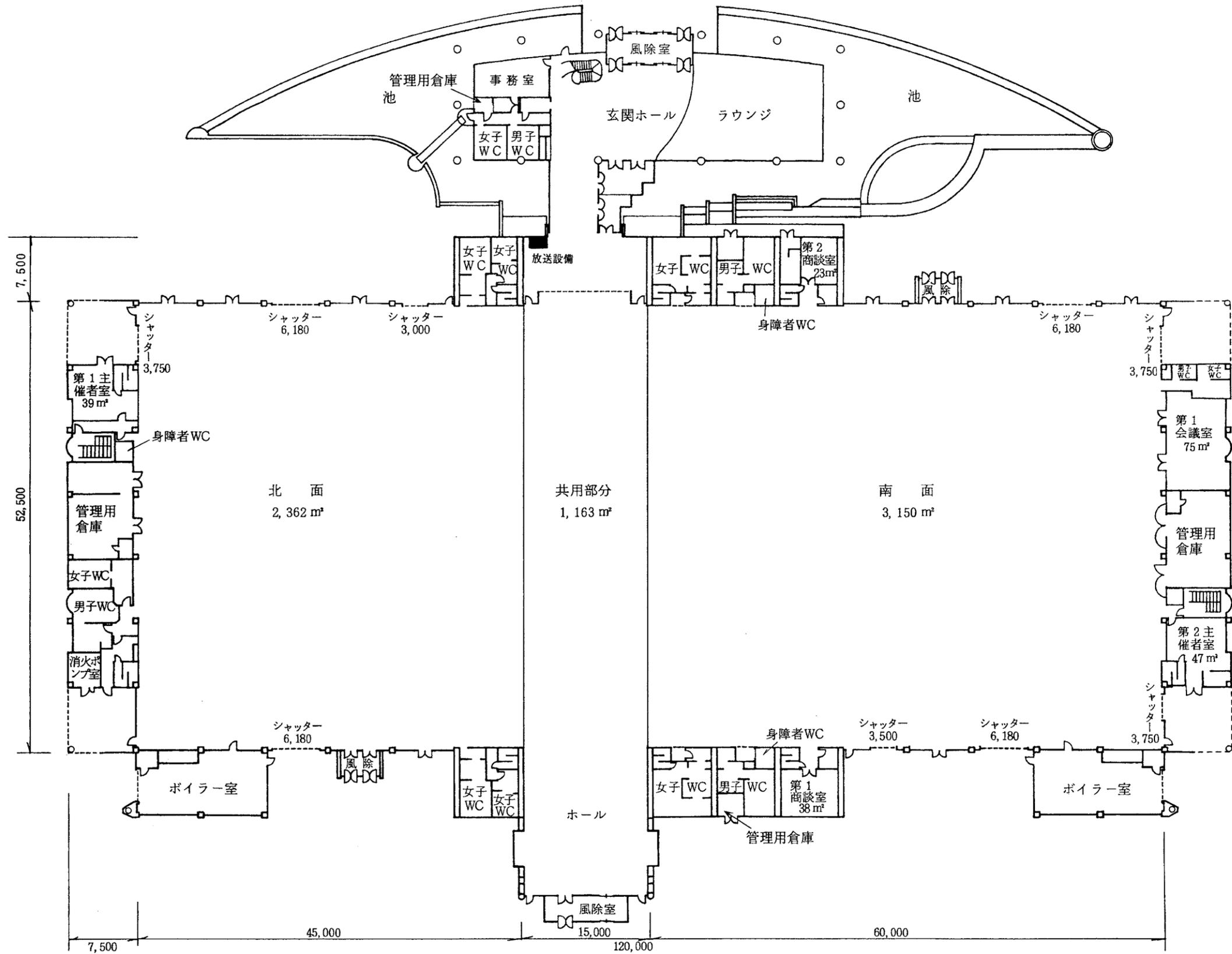
(1階)



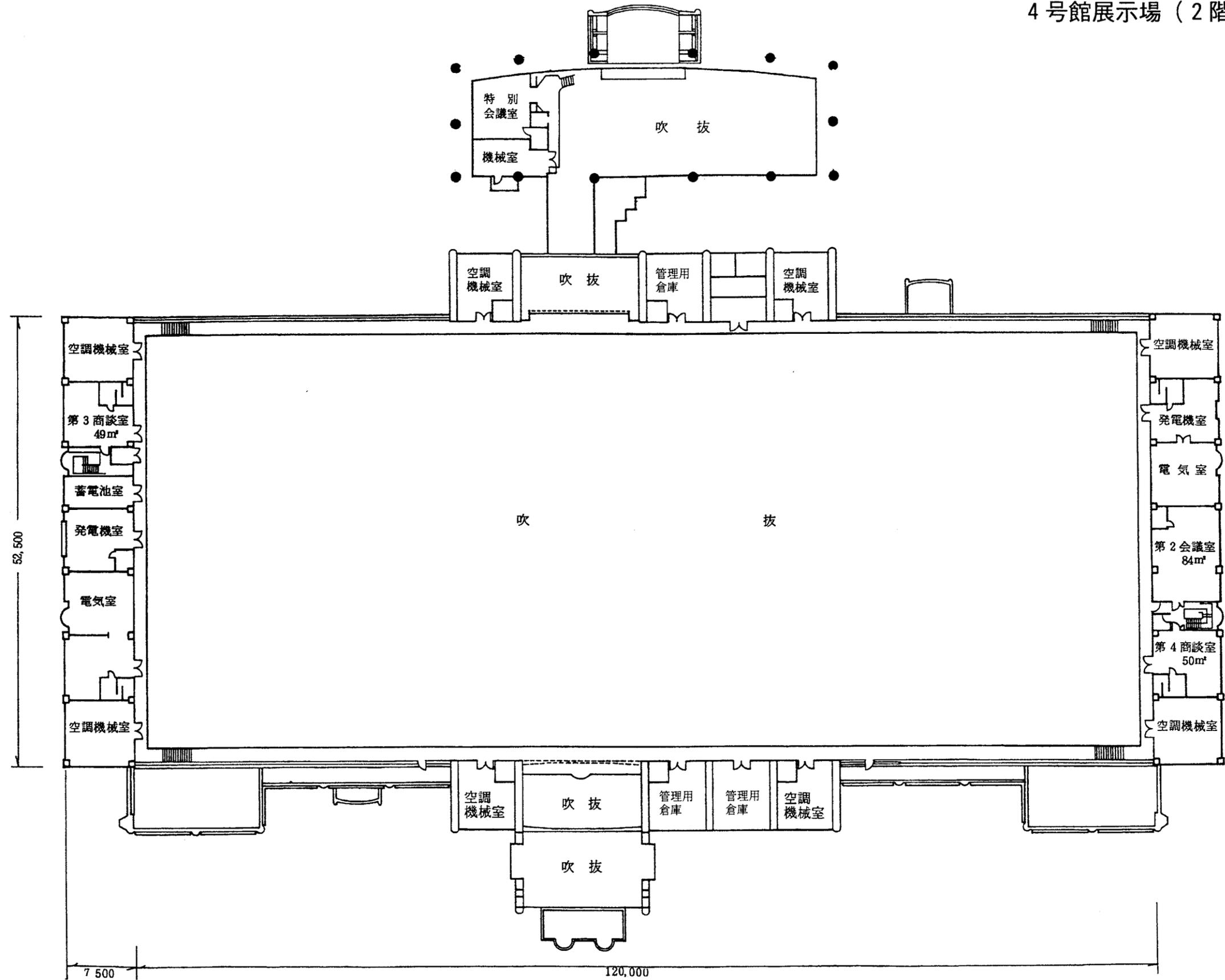
(2階)



4号館展示場（1階）平面図

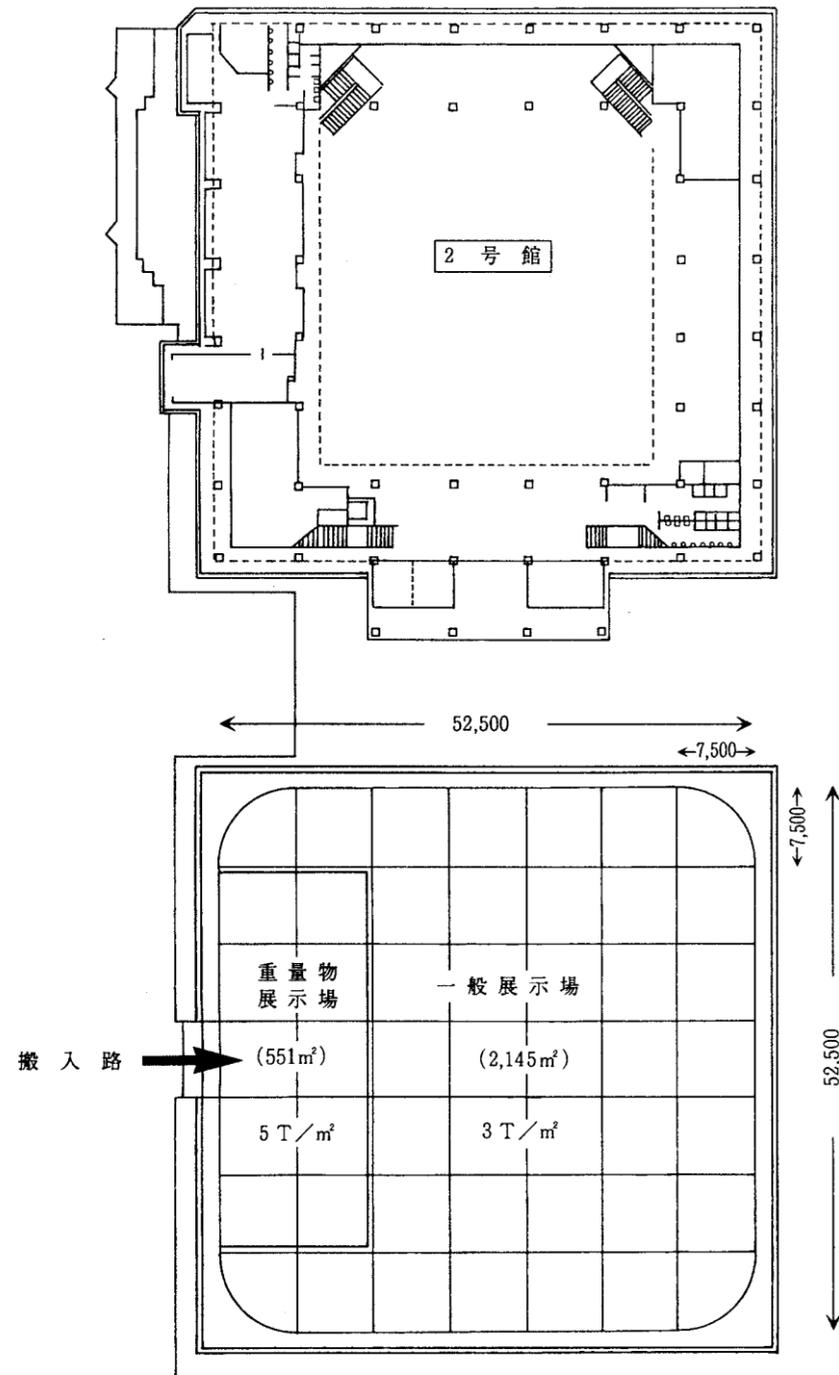


4号館展示場（2階）平面図

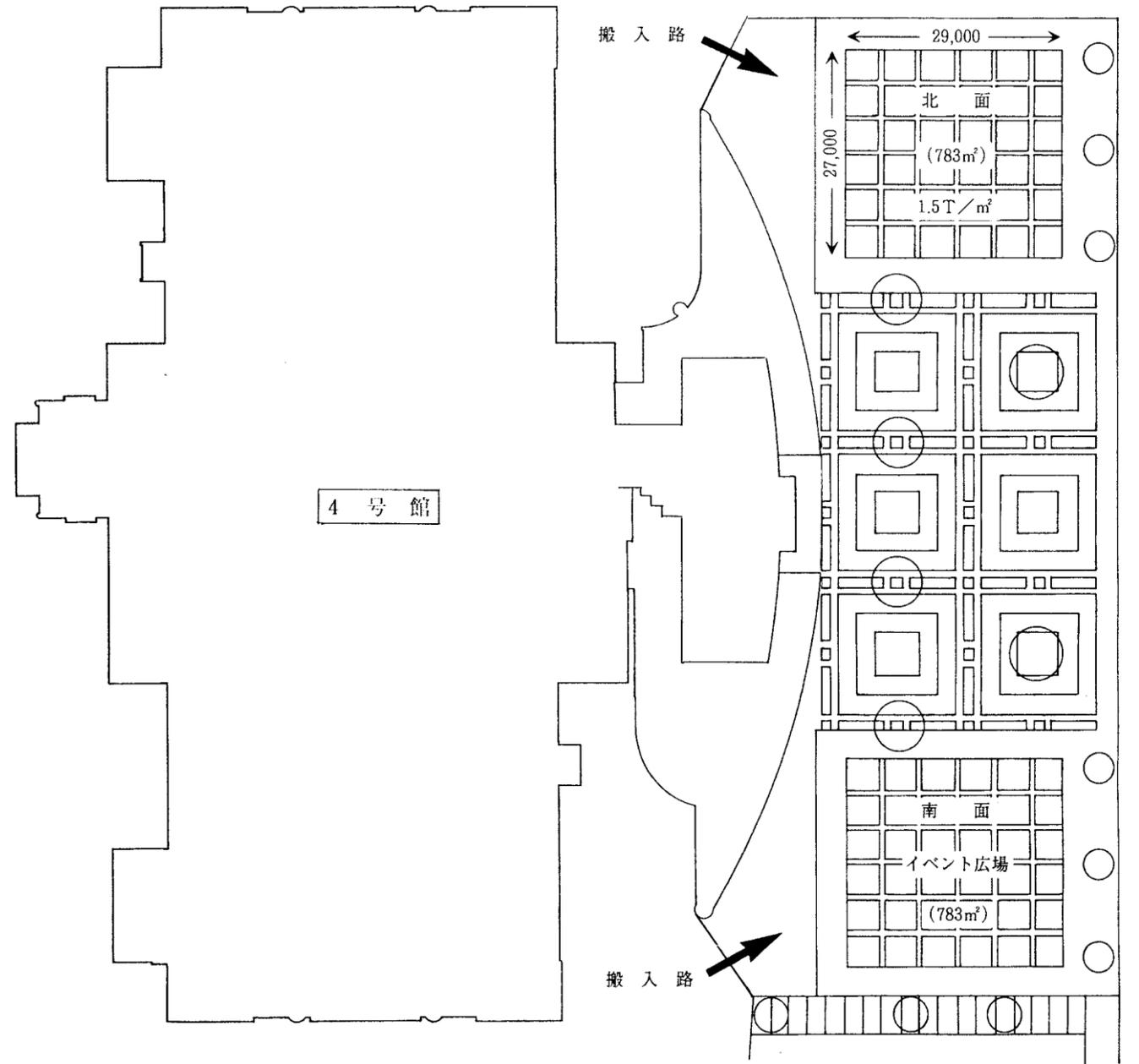


屋外展示場平面図

(2号館前)



(4号館前)



使用に当たっては、次の制限等がありますので遵守してください。
(許可条件)

(使用上の制限)

第1 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、使用を許可する物件(以下「使用物件」という。)を常に善良なる管理者の注意をもって維持保存に努めるとともに、使用目的以外の用に供してはならない。

(使用料)

第2 使用料は、一般財団法人石川県県民ふれあい公社理事長(以下「理事長」という。)が別に発行する請求書により所定の期日までに納入しなければならない。

(経費の負担)

第3 使用者は使用物件に附帯する電話及び電気(照明用を除く。)の使用に係る経費は、実費負担しなければならない。

(転貸等の禁止)

第4 使用者は、使用の権利を譲渡し、もしくは担保に供し、又は使用物件を転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第5 知事又は理事長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用者が許可の条件に違反し、又は違反のおそれがあると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 公の秩序を乱す行為が行われ、又は行われるおそれがあると認められるとき。
- (4) その使用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益につながる等、公益が害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 石川県産業展示館条例(昭和47年石川県条例第48条)及び同条例施行規則(昭和47年石川県規則第51条)に違反したとき。
- (6) 使用者の責めにより、施設の管理上の支障が生じたとき。

2 前項の規定により、知事又は理事長が使用許可の取り消し、又は使用を停止させた場合において使用者が損害を被ることがあっても、県は損害を補償しない。

(原状の回復)

第6 知事又は理事長が使用許可を取り消したとき、又は使用許可が満了したときは、使用者は自己の負担において、知事又は理事長が指定する期日までに、使用物件を原状に回復して、返還しなければならない。

2 知事又は理事長は、使用者が前項の行為をおこなわないときは、自らこれを行うことができる。この場合の経費は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第7 使用者は、使用物件の使用に関し、その責めを帰する事由により、県に損害を与えた場合には、これを賠償しなければならない。また、展示物その他の持ち込み物品等については、使用者の責任において管理するものとし、盗難等により、使用者が損害を被ることがあっても、県は損害の補償はしない。

(調査等)

第8 知事又は理事長は、使用物件について臨時調査し、又は使用者に対し、所要の報告を求め、必要な指示をすることができる。

(その他)

第9 その他必要な事項は、その都度知事又は理事長が指示する。

使用全般にわたってお願い

I 使用に当たってお願い

- 1) 使用されるときはレイアウトを提出し、管理に十分注意を払ってください。
- 2) 使用期間中の**警備・清掃及びごみ処理**などは、**使用者の責任と負担**で行ってください。
- 3) 使用終了後は許可された時間内で、また使用許可の取り消しがされたときは、ただちに使用者が**原状回復して職員の点検**を受けてください。
- 4) 使用者又は入場者の過失で施設・設備・備品など破損・紛失したときは、使用者に損害賠償をしていただきます。
- 5) **設備されている煙草・ジュースの自動販売機は利用できるようにしておいてください。**
- 6) 展示館は、健康増進法(受動喫煙の防止)に基づき**全館禁煙**となっております。

II 使用中のお願い

- 1) 会場内及びその周辺の秩序維持、**入場者の安全確保・駐車場の整理**などについては係員を配置して必要な対策を講じてください。
特に、混雑が予想される場合は事務所及び金沢西警察署と十分に協議して万全の体制を整えてください。
- 2) 指定された場所以外で飲食や喫煙をしたり、火気を使用しないでください。

III 入場者にご指導いただきたいことについて

* 入場者に対し次のような行為をしないよう周知徹底してください。

- 1) 施設・備品などの汚損・破損又はそのおそれのある行為
- 2) 他人に迷惑や危害をおよぼすようなおそれのある行為
- 3) その他管理上支障があるような行為

◎ 以上はごく常識的なことを申し述べました。多くの方が気持ちよく利用していただけるようご理解、ご協力をお願いいたします。

石川県産業展示館使用実施計画

年 月 日

石川県産業展示館指定管理者 様

住 所

使用者氏名

〔法人にあつては名称及び代表者の役職名と氏名〕

申請の催物の実施については、会場内及びその周辺の秩序維持・入場者の安全確保、駐車場の整理などについては責任をもって対処し、次のとおり実施します。

催 物 名				
使用施設(号館)				
当日連絡担当者		電話(携帯等)		
対 象 者	一 般 ・ 招 待	入 場 料	有 ・ 無	
入場予定者数	約 人(会期中累計)			
使用実績 (過去3年)	年 月	年 月	年 月	
展示内容又は使用目的(内容について詳細に記入してください。)				
使用期間	搬 入	(年 月 日)	(年 月 日)	(時 分)
	開 催	(年 月 日)	(年 月 日)	(時 分)
	営業日時	(年 月 日)	(年 月 日)	(時 分)
	搬 出	(年 月 日)	(年 月 日)	(時 分)
一時模擬店開設予定		有 (金沢市保健所長へ模擬店届の提出が必要) 無		
設 営	会社名	電話		
清 掃	会社名	電話		
共催・後援・協賛者の名称				
催物案内等ホームページへの掲載について希望する箇所に○印を付してください。 ア ホームページへの掲載を望む。 イ ホームページへの掲載を望まない。 ウ その他希望等 () 例：開催初日○カ月前からホームページへの掲載を望む。				

備考1 混雑が予想される場合は、下記の書類を添付してください。

入場者の安全確保及び駐車場の整理等に係る人員配置計画表

2 1年以内に産業展示館を同様の目的で使用したことがある場合を除き、下記の書類を添付してください。

開催要綱、企画書等の事業内容のわかるもの(申請時は案でもよい。)

広告・チラシ(できあがり次第速やかに提出すること。)

他の会場(県内外を含む。)において、同様の目的により使用したことがある場合はその広告・チラシ・開催要綱等

第3号様式の3 (第5条関係)

催物開催届出書

年 月 日			
金石消防署長 様		届出者 住所 _____ (電話 _____ 番) 氏名 _____	
防火対象物	所在地	金沢市袋畠町南193	
	名称	石川県産業展示館	本来の用途 展示場
使用箇所	位置	面積	客席の構造
		m ²	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要	自動火災報知設備・非常用放送設備・粉末消火器・屋内消火栓・専用発電機・誘導灯・非常照明用直流電源装置	
使用目的			
使用期間		開催時間	
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名
防火管理者氏名		映写技術者	氏名 免状番号
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 その他必要な事項欄には、臨時の電気設備の概要その他参考事項を記入すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 5 使用する防火対象物の略図を添付すること。

㊦

喫煙等承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市金石消防署長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

(電話 _____)

金沢市火災予防条例第23条第1項のただし書の規定による承認を受けたいので下記により申請します。

指 定 場 所	所 在 地	金沢市袋島町地内
	名 称	石川県産業展示館 号館
	用 途	
承認を受けようとする行為	種 類	1 喫煙 2 裸火の使用 3 危険物の持ち込み
	内 容	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	理 由	
消火設備および特に火災予防上講じた措置		
防火管理者(責任者)氏名		
※ 受 付	※ 審 査	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 許可を受けようとする場所の詳細図および付近の概要図を添付すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

喫煙等承認申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市金石消防署長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

(電話 _____)

金沢市火災予防条例第23条第1項のただし書の規定による承認を受けたいので下記により申請します。

指 定 場 所	所 在 地	金沢市袋島町地内
	名 称	石川県産業展示館 号館
	用 途	
承認を受けようとする行為	種 類	1 喫煙 2 裸火の使用 3 危険物の持ち込み
	内 容	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	理 由	
消火設備および特に火災予防上講じた措置		
防火管理者(責任者)氏名		
※ 金沢市 消防署承認第 号 上記の申請を承認する。 年 月 日 <p style="text-align: right;">金沢市 消防署長 印</p>		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 許可を受けようとする場所の詳細図および付近の概要図を添付すること。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

防 火 対 策 届 出 書

年 月 日			
(一財)石川県民ふれあい公社 様			
主催者			
住所 _____			
氏名 _____			
使用目的			
使用場所	号館	東・西・南・北面	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
喫煙等の有無	無 ・ 1, 指定場所以外での喫煙 2, 裸火の使用 3, 危険物品の持ち込み		
会場責任者			収容人員
自 衛 消 防 地 区 隊	地区隊長	氏名	
	通報連絡班	氏名 名	
	初期消火班	氏名 名	
	避難誘導班	氏名 名	
	応急救護班	氏名 名	
その他必要事項			

- 備考 1, 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2, 会場のレイアウト等必要事項を記載した図面を添付すること。
- 3, 喫煙等を行う場合は、金石消防署へ「喫煙等承認申請書」を提出し、事前に承認を受けること。
喫煙する場所には、「喫煙場所」の表示をして下さい。

催物(展示・販売)の開催に伴う届出について

展示・販売にかかる催物の開催にあたっては、別添の「防火 対策届出書」を事務所へ提出し事前に承認を受けること。金石消防署への催物開催届は不要です。

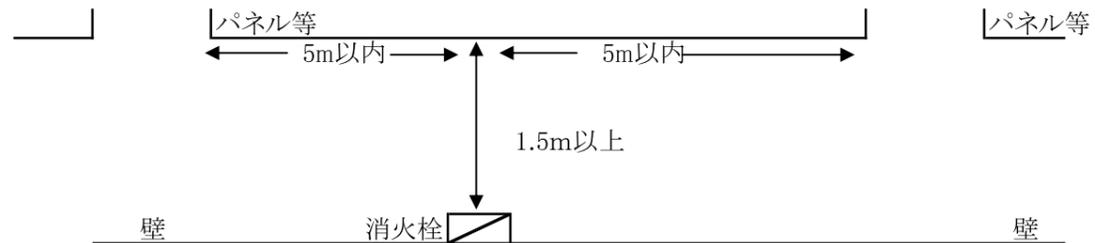
なお、喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを行う場合は、これまでどおり金石消防署へ「喫煙等承認申請書」を提出し承認が必要です。

1 防火対策届出書の提出

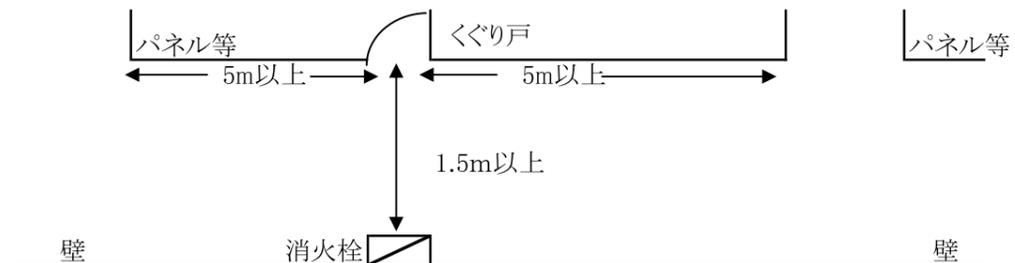
- (1) レイアウト図面等を添付し、開催日の10日前までに提出すること。
- (2) 審査に必要な事項を記載すること。

2 会場設営にかかる遵守事項

- (1) 消防用設備等を使用可能な状態で設営すること。
 - ① 屋内消火栓の周囲に1.5m以上の操作空間を確保すること。
 - ② 屋内消火栓とパネル等の端までの水平距離は5m以内とすること。



- ③ パネル等の端までの水平距離が5m以上となる場合は、くぐり戸を設け消防用設備等がある旨を表示すること。



- ④ 誘導灯が容易に視認できるよう幕、パネル等を設営すること。

- (2) 全ての避難口に直通する幅1.6m以上の避難通路を確保すること。
- (3) 幕、パネル、カーペット等は防災物品を使用すること。
- (4) その他消防法令を遵守すること。

3 通報、消火、避難誘導體制の確保

- (1) 通報連絡、初期消火および避難誘導等を行う自衛消防地区隊をあらかじめ組織し、任務等を周知徹底しておくこと。

担当区分	担当者	任 務
地区隊長 (責任者)	1名	・ 隊員の指揮 ・ 消防隊への情報提供
情報連絡班	3～5名	・ 事務所、警備室及び消防機関への通報 ・ 非常放送設備等を活用した情報伝達
初期消火班	5～7名	・ 消火器、屋内消火栓等による消火活動
避難誘導班	非常口の数以上の人数	・ 非常口の開放及び客の避難誘導 ・ 逃げ遅れ者の確認と地区隊長への報告
応急救護班	2名以上	・ 負傷者の応急処置

- (2) 消火器、屋内消火栓等消防用設備等の位置、使用方法を熟知しておくこと。
- (3) 随時、消防訓練を実施し、発災時の初動体制を確立しておくこと。

年 月 日

金沢市保健所長 様

住 所

氏 名

模 擬 店 届

下記のとおり模擬店を行いますので届け出ます。

記

期 間	年 月 日 時から	
	月 日 時まで	
所 在 地	金 沢 市	
行 事 の 名 称		
取 扱 者	所 在 地	
	屋 号	
	氏 名	

受 付 印	
-------------	--

◎ 主な原材料の仕入れ先、提供品目の販売予定数量

原 材 料 (提供品目)	仕 入 先 (住所、名称)	数 量 (販売予定数量)

◎ 食品の配置図

※ 別添でも可

仮設電気使用申請書

年 月 日

一般財団法人石川県県民ふれあい公社
理事長 様

申請者 住所

氏名

次のとおり展示用として、仮設電気を使用したいので申請します。

使用目的	
使用場所	1・2・3・4号館・屋外[2号館前・4号館前(北面・南面)]
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事業者	住 所 〇 -
	氏 名
資格免許証	別紙写しのとおり。
使用の内容	別図のとおり。
	三相 KW 単相 KW 計 KW
使用期間中の 現場責任者	住 所 〇 -
	氏 名

石川県産業展示館使用変更願

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日付、第 号で許可いただきました
石川県産業展示館の使用について、下記の理由により変更したいので
承認願います。

記

1 使用目的

.....

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日までを

.....

年 月 日から 年 月 日に

.....

3 使用館

.....

4 変更理由

.....

.....

.....

石川県産業展示館使用取消願

年 月 日

様

住 所

氏 名

年 月 日付、第 号で許可いただきました
石川県産業展示館の使用について、下記の理由により取消したいので
承認願います。

記

1 使用目的

.....

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

.....

3 使用館

.....

4 取消理由

.....

.....

.....

.....

《石川県産業展示館周辺図》

